

議案第2号

電子情報処理組織を使用する行政手続等に関する告示について

電子情報処理組織を使用する行政手続等に関する告示を別紙のとおり定める。

平成17年8月17日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第9号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり公示する。

平成17年 月 日

沖縄県教育委員会

委員長 玉城昭子

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等 公文書の開示請求
- 2 手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項 沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)
第6条第1項
- 3 使用を開始する日 平成17年 月 日

概要説明

総務課

1. 制定の経緯及び必要性

(1) 制定の経緯

国が「電子自治体」を推進する中、沖縄県でもこれまで紙によって行われていた様々な手続をインターネット上で行える「電子申請」システムを探り入れ始めている。

電子申請システムを稼働させるにあたり、以下の関係条例等が整備された。

ア. 沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（沖縄県条例第34号）

イ. 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）

ウ. 沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第9号）

→ウの沖縄県教育委員会規則では、「知事の規則の規定の例による」としており、イの知事部局の規則と同様の取り扱いを行うこととしている。

現在は、沖縄県のホームページより知事部局及び労働委員会関係の計三種類の電子申請手続が出来るようになっている。

このような流れの中で、今回これまで紙で行われてきた公文書開示請求手続を電子申請システムでも可能とし、近日利用開始予定である。

(2) 制定の必要性

今回、新たに公文書開示請求の電子申請受付を開始するにあたり、その手続等の名称、根拠法令等及び使用開始年月日を公示する必要がある。

2 案の概要

①今回の告示で公示する事項

ア. 電子情報処理組織を使用して行う手続等

イ. 当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項

ウ. 当該使用を開始する日

この告示により、県民へ広く電子申請手続の開始について知らせる事ができる。

今後、新たに電子申請手続を開始する場合には、当該告示をその度に公示することとなる。

※電子情報処理組織とは、「オンラインシステム」を意味する。

「オンライン」とは、電気通信回線（インターネット）を使用してパソコン及び端末同士を接続した状態をいう。